

10月定例教育委員会 (議題)

- ① 佐世保市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（総務課） ... P 1～P 6
- ② 佐世保市通学区域規則の一部改正について（学校教育課） ... P 7～P 26

令和7年10月 定例教育委員会議題

佐世保市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則改正の件

佐世保市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（令和5年規則第16号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和7年10月22日提出

佐世保市教育委員会教育長 隊内 康昭

改正後			改正前		
別表1（第2条関係）			別表1（第2条関係）		
条例別 表第1 の項番	独自事務の名称	事務	条例別 表第1 の項番	独自事務の名称	事務
(略)			(略)		
9	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学に必要な経費の援助（以下「就学援助」という。）に関する事務	イ 就学援助の受給資格の認定に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ロ 就学援助の受給資格の認定の取消しに関する事務	9	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学に必要な経費の援助（以下「就学援助」という。）の受給資格の認定に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	イ 学校教育法による就学に必要な経費の援助（以下「就学援助」という。）の受給資格の認定に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ロ 就学援助の受給資格の認定の取消しに関する事務
10	小学校、中学校若しくは義務教育学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の	イ 特別支援教育就学奨励費の受給資格の認定に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ロ 特別支援教育就学奨励費の受給資格の認定の取消しに関する事務			

改正後		改正前	
条例別 表第3 の項番	提供を受ける事務	提供する特定個人情報	提供する特定個人情報
(略)			
4	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって次に掲げるもの	学校保健安全法第24条の <u>者</u> 又は <u>当該者</u> と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報であって次に掲げるもの	学校保健安全法第24条の <u>保護者</u> 又は <u>当該保護者</u> と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報であって次に掲げるもの

改正後		改正前	
<p>イ 援助の対象となる者の認定に関する事務</p> <p>ロ 援助の対象となる者の認定の取消しに関する事務</p>	<p>イ 所得額に関する情報 ロ 所得又は税額の控除に関する情報 ハ 課税の有無に関する情報</p> <p>学校保健安全法第24条の<u>者</u>又は<u>該者</u>と同一の世帯に属する者に係る生活保護関係情報であって次に掲げるもの</p> <p>イ 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する情報 ロ 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更に関する情報 ハ 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する情報 ニ 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する情報</p> <p>学校保健安全法第24条の<u>者</u>又は<u>該者</u>と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報であって次に掲げるもの</p> <p>イ 世帯主についてはその旨の記録 ロ 世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄</p>	<p>イ 援助の対象となる者の認定に関する事務</p> <p>ロ 援助の対象となる者の認定の取消しに関する事務</p>	<p>イ 所得額に関する情報 ロ 所得又は税額の控除に関する情報 ハ 課税の有無に関する情報</p> <p>学校保健安全法第24条の<u>保護者</u>又は<u>当該保護者</u>と同一の世帯に属する者に係る生活保護関係情報であって次に掲げるもの</p> <p>イ 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する情報 ロ 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更に関する情報 ハ 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する情報 ニ 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する情報</p> <p>学校保健安全法第24条の<u>保護者</u>又は<u>当該保護者</u>と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報であって次に掲げるもの</p> <p>イ 世帯主についてはその旨の記録 ロ 世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄</p>

改正後		改正前
5	<p>就学援助に関する事務であって次に掲げるもの</p> <p>イ 援助の対象となる者の認定に関する事務</p> <p>ロ 援助の対象となる者の認定の取消しに関する事務</p> <p>就学援助の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報であって次に掲げるもの</p> <p>イ 所得額に関する情報</p> <p>ロ 所得又は税額の控除に関する情報</p> <p>ハ 課税の有無に関する情報</p> <p>就学援助の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護関係情報であって次に掲げるもの</p> <p>イ 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する情報</p> <p>ロ 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更に関する情報</p> <p>ハ 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する情報</p> <p>ニ 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する情報</p> <p>就学援助の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報であって次に掲げるもの</p>	<p>就学援助の申請を行う<u>保護者</u>又は<u>当該保護者</u>と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報であって次に掲げるもの</p> <p>イ 援助の対象となる者の認定に関する事務</p> <p>ロ 援助の対象となる者の認定の取消しに関する事務</p> <p>就学援助の申請を行う<u>保護者</u>又は<u>当該保護者</u>と同一の世帯に属する者に係る生活保護関係情報であって次に掲げるもの</p> <p>イ 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する情報</p> <p>ロ 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更に関する情報</p> <p>ハ 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する情報</p> <p>ニ 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する情報</p> <p>就学援助の申請を行う<u>保護者</u>又は<u>当該保護者</u>と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報であって次に掲げるもの</p>

改正後		改正前
	<p>イ 世帯主についてはその旨の記録</p> <p>ロ 世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄</p>	<p>イ 世帯主についてはその旨の記録</p> <p>ロ 世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄</p>
6	<p><u>特別支援教育就学奨励費に関する事務であって次に掲げるもの</u></p> <p><u>イ 支弁の対象となる者の認定に関する事務</u></p> <p><u>ロ 支弁の対象となる者の認定の取消しに関する事務</u></p> <p><u>特別支援教育就学奨励費の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報であって次に掲げるもの</u></p> <p><u>イ 所得額に関する情報</u></p> <p><u>ロ 所得又は税額の控除に関する情報</u></p> <p><u>ハ 課税の有無に関する情報</u></p> <p><u>特別支援教育就学奨励費の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護関係情報であって次に掲げるもの</u></p> <p><u>イ 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する情報</u></p> <p><u>ロ 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更に関する情報</u></p> <p><u>ハ 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する情報</u></p> <p><u>ニ 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する情報</u></p>	

改正後	改正前
	<p><u>特別支援教育就学奨励費の申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報であつて次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>世帯主についてはその旨の記録</u></p> <p>ロ <u>世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄</u></p>

(施行期日)

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(提案理由)

佐世保市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正により、特別支援教育就学奨励費に係る事務を独自利用事務に追加したことから、当該事務の詳細を同条例施行規則に加えるため提案するものです。

令和7年10月 定例教育委員会議題

佐世保市通学区域規則の一部改正の件

佐世保市通学区域規則（昭和28年教委規則第1号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和7年10月22日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後	改正前
<p>第3条 前条の規定によって保護者が通学させなければならない子女で、心身の発展程度、土地の状況（地形に基く通学距離及び時間等をいう。）、生活環境その他やむを得ない事由のため、通学区域の変更許可を願い出る保護者は、前条の規定にかかわらず、別に定める様式（第1号様式）に必要な事項を記入し、教育委員会の許可を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際、改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>	<p>第3条 前条の規定によって保護者が通学させなければならない子女で、心身の発展程度、土地の状況（地形に基く通学距離及び時間等をいう。）、生活環境その他やむを得ない事由のため、通学区域の変更許可を願い出る保護者は、前条の規定にかかわらず、別に定める様式（第1号様式）に必要な事項を記入し、<u>当該学校長を経由し</u>教育委員会の許可を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(施行期日)

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

(提案理由)

通学区域の変更許可を願い出る際に必要としている当該校長を経由する手続きを廃止するとともに、様式の保護者押印を廃止するため提案するものです。

通学指定変更許可申請の手順変更について（業務改善提案）

【許可業務の根拠法令】

①「学校教育法施行令 第8条」

…市町村の教育委員会は、(中略)相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。

②「学校教育法施行規則 第33条」

…市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第8条の規定により、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

③「佐世保市通学区域規則 第3条第1項」

…通学区域の変更許可を願い出る保護者は、(中略)第1号様式に必要な事項を記入し、当該学校長を経由し教育委員会の許可を得なければならない。

【現行の手順】

②によりホームページで公表している「通学指定校変更基準」該当の場合、保護者は第1号様式を記入。
⇒速やかに原本提出することを条件とし、当日、住所異動届を提出。

③により保護者は指定校を訪問し、第1号様式の「指定学校長の意見」欄に校長意見記入・押印済みのものを市教委へ提出。

※教育上の配慮を理由とするものは、別途、学校長やカウンセラー等関係者の意見書・診断書等を提出。
⇒決裁後、許可通知を送付。

【年間許可件数】

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
440件	467件	408件	397件	418件

通学指定変更許可申請の手順変更について（業務改善提案）

【現行の課題】

①申請書提出の遅れ、未提出

初回来庁後、指定校訪問および市教委提出が遅れる保護者が多く、許可の事務処理と付随業務が滞る。

⇒在校生：住所異動届は済んでおり無許可で数ヶ月経過する

⇒新入学生：入学直前まで許可完了しない

⇒催促業務が発生（電話、文書送付）

⇒起案・決裁日の大幅遅延、学校通知の遅れ

⇒学齢簿システムの通学校と実態の相違

②指定校長意見欄の形骸化

「通学指定校変更基準」により許可できる場合のみ保護者に申請書を記載させるため、必要性が乏しい。

③保護者の手続所要時間と職員・学校の業務増加

【保護者】2回来庁が必要。

（申請書記入時と指定校長意見の記入押印後）

【市教委職員】2回接客、書類管理が生じる。

・1回目来庁時に申請書コピーを保管。

原本未提出者を把握・管理するため。

（新一年生申請の繁忙期は約200件保管）

・2回目来庁時に、該当者のコピーを探して受付。

⇒申請書コピーとの突合作業に時間を要す

⇒申請書コピーの整理作業が発生

（繁忙期は、あいうえお順に仕分け保管）

【学校】保護者対応と書類作成業務が生じる。

通学指定変更許可申請の手順変更について（業務改善提案）

【業務変更案】

- ・指定校長の意見欄の廃止

⇒学校教育法施行令第8条により、変更可否を最終的に判断するのは教育委員会であり、許可基準を定め明確にしているため、校長意見欄は不要。

※特殊事情における、校長他、関係者意見書は求める。

【必要な作業】

- ・通学区域規則の改正

①第3条1項「当該校長を経由し」削除。

②第1号様式 通学指定変更許可願のうち、「指定校長の意見」欄削除。

⇒定例教育委員へ議題提出⇒規則改正の決裁

【変更時期】

- ・令和7年12月からの運用変更を目標にする。

⇒令和8年度新入学生の申請開始時期

【効果】

- ①学校の保護者対応・書類作成業務が無くなる。
- ②保護者は来庁回数が1回で完了。
- ③学校教育課職員の受付対応が1回で完了、業務量減。
- ④未提出による処理遅延、催促業務が無くなる。
- ⑤許可通知書発行までの日数が短縮される。
- ⑥新1年生の申請受付が12月～1月末で終わる。
- ⑦就学予定者名簿の確定及び新1年生の指定校変更後の就学通知書発行が早くなる。

【近隣自治体の状況】

- ・長崎市、大村市、諫早市、佐々町、川棚町他多数

⇒指定校長の意見不要。許可基準に該当する場合、保護者来庁1回で申請終了。

※特殊事情は関係機関の意見書等添付する。

通学指定変更許可申請の手順変更について（業務改善提案）

【学籍業務改善が求められる背景】

①スマート自治体への転換

本市行革推進プランにおいて、住民にとって便利な窓口(行かない・書かない・待たない)の推進と、職員の業務負担軽減を目指して、業務手順の見直しが求められている。

②総合行政システム標準化による業務の変化

- 学籍事務に使用する総合行政システムが、新システムへ移行予定

(※当初令和7年10月14日移行⇒来年度時期未定延期)

- 法改正によるもの。文部科学省が定めた全国標準仕様書準拠システムへの移行が義務付けられている。

- 戸籍住民窓口課及び支所と運用協議中であり、
3～4月の学校教育課業務が増加する可能性あり。

⇒現行業務の軽減が必要。

【システム移行により増加する業務】

①「転学通知書（転学届）」の繁忙期対応

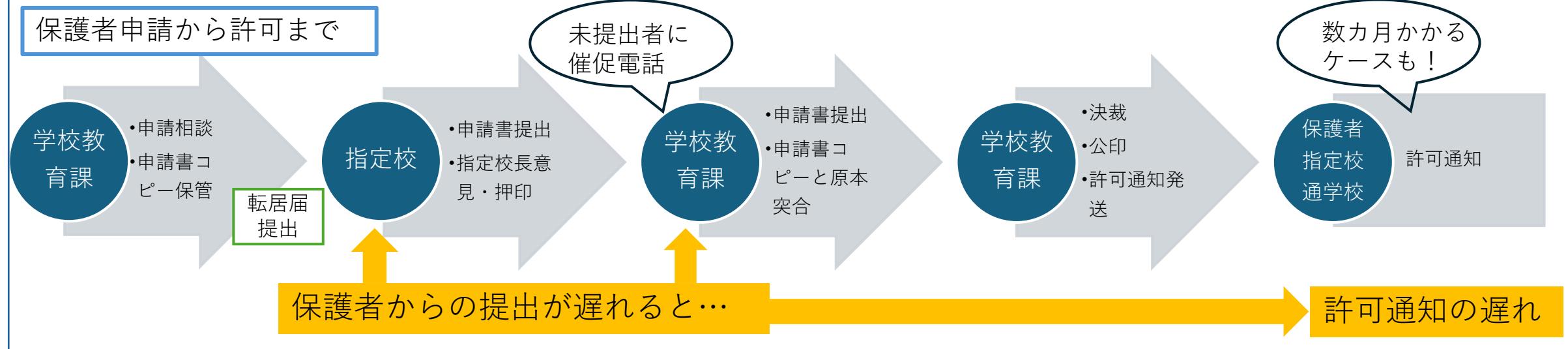
- 従来、住所異動に伴う転学通知書は、戸籍住民窓口課が、住基システムを使用し出力。
- 新システムでは学齢簿システムを使用し出力。操作が増え、所要時間が長くなる見込み。

- 戸籍住民窓口課から、繁忙期（3～4月）の住所異動に伴う転学通知書出力を、全て学校教育課で対応してほしいとの要望あり。

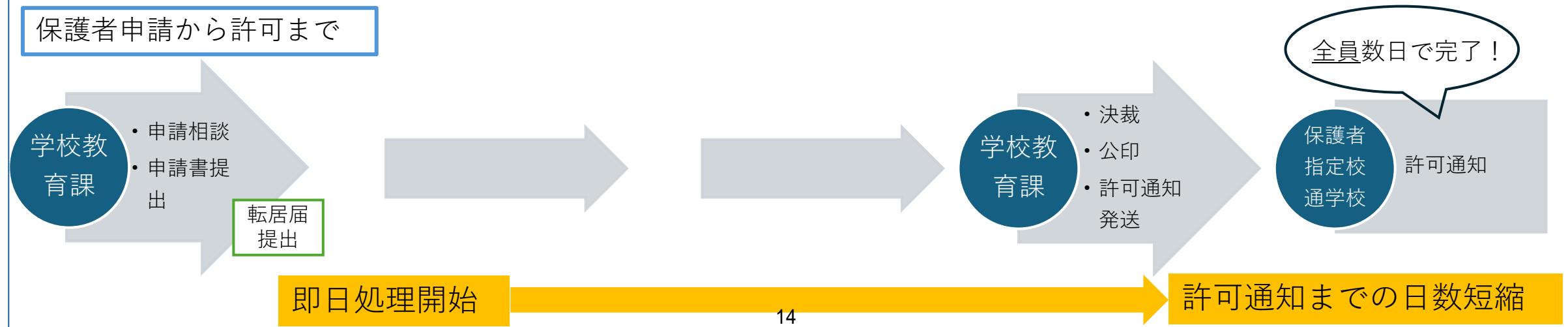
②春休み期間の「就学通知書」交付対応

- 春休み期間に住所異動した新1年生について、支所受付分については、従来、支所で就学通知書の手書き交付を依頼している。
- 新システムでは、学校教育課から支所プリンタへ就学通知書出力対応が必要となる可能性あり。

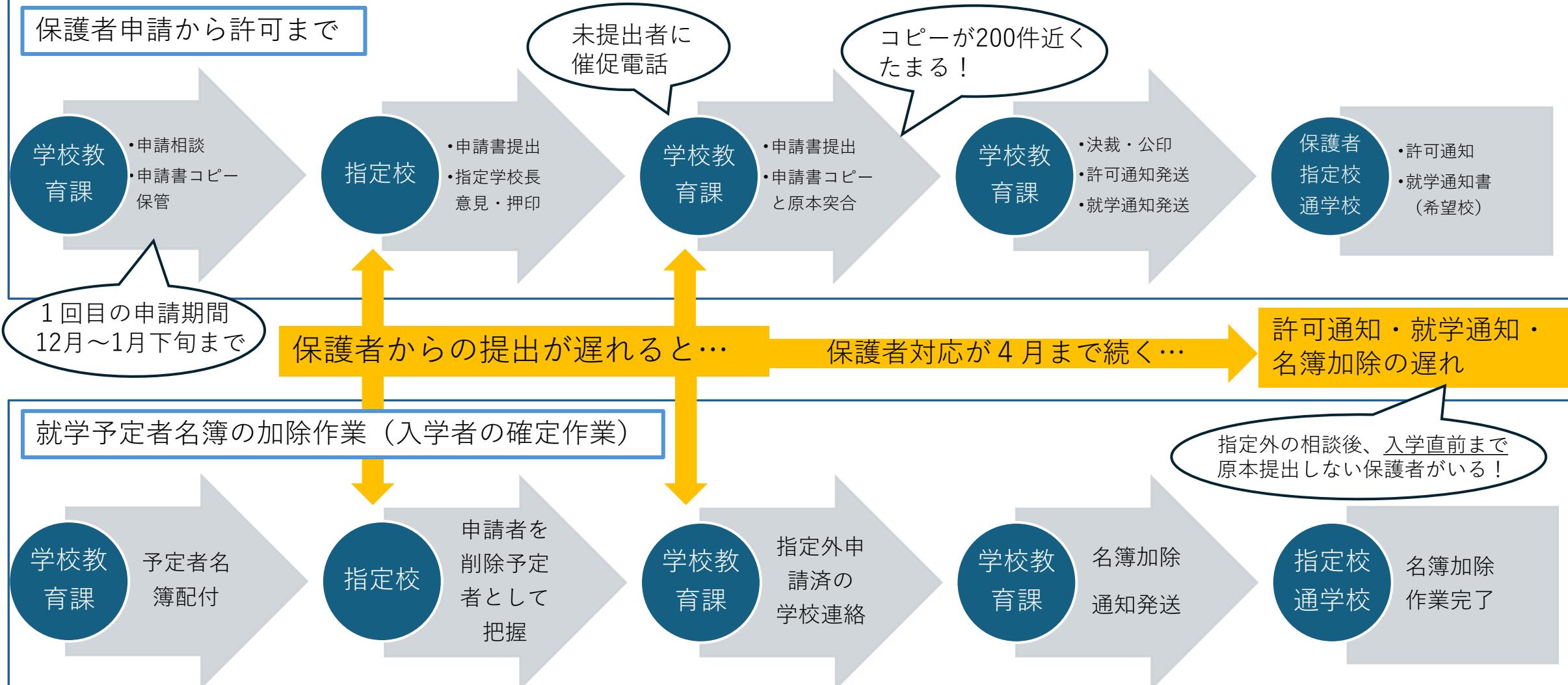
【現在】指定外申請許可（在校生：転居後に転学しない場合）



【変更案】指定外申請許可（在校生：転居後に転学しない場合）



【現在】指定外申請許可と就学予定者名簿加除作業（新入学生：12月～入学式まで）



【変更案】指定外申請許可と就学予定者名簿加除作業（新入学生：12月～入学式まで）

保護者申請から許可まで

申請期間
12月～1月下旬まで

- 学校教育課
- ・申請相談
- ・申請書提出

- 学校教育課
- ・決裁・公印
- ・許可通知発送
- ・就学通知発送

- 保護者指定校通学校
- ・許可通知
- ・就学通知書（希望校）

即日処理開始

住所異動者以外は12月～1月で申請期間終了！！

許可通知・就学通知・
名簿加除の日数短縮

就学予定者名簿の加除作業（入学者の確定作業）

- 学校教育課
- ・予定者名簿配付

- 学校教育課
- ・指定外申請済の学校連絡

- 学校教育課
- ・名簿加除通知発送

住所異動者以外は、1月中に
新入学生が確定する！！

- 指定校通学校
- ・名簿加除作業完了

指定外通学 許可事項一覧

全ての場合において「通学指定変更許可願書」を記入してもらう。

(令和5年9月1日現在)

許可事項	適 用		対象学年	添付書類	期 限
地理的・距離的理由	地理的・距離的に通学の利便性による希望の場合 ※新1年就学時、転入・転居時（全学年）、学校再編時に限る。		全学年 ※新1年については入学時に受け入れ可能人数により抽選の場合有	不 要	卒業まで
留守家庭	共働き、母子・父子家庭の勤務の都合により、職場、祖父母・親戚宅、児童センター、放課後児童クラブ（学童）等への下校を希望の場合（下校地の校区） ※放課後児童クラブ（学童）の場合は、校区の放課後児童クラブに空きがないか要確認。 ※児童センターの場合は、子ども未来部の担当部署にて登録（留守家庭登録）が必要。		小学校全学年	・勤務証明書（共働きは両親とも） ・承諾書（祖父母・親戚等、児童センター、放課後児童クラブ（学童））	小学校卒業まで
中学校部活動	希望する部活動が就学指定校になく、隣接校にある場合		新1年 ※転入・転居の場合は要相談	誓 約 書	卒業まで
小中一貫校	小中一貫校に指定外で通学、卒業予定の児童で、中学も継続して通学希望の場合		新中学1年	不 要	卒業まで
改築予定	住家の増・改築のため、工事期間中、校区外から通学希望の場合（元の学校に通い続ける） ※住家に戻ることが前提 期限なし		全学年	・竣工予定証明書 ・入居予定証明書	その期間
転居予定	住家の新築・改築等で、転居前に転出予定校へ通学を希望の場合（新しい学校に前もって通学する）		全学年	・竣工予定証明書 ・入居予定証明書	期限なし
学期途中の転居・転出	学期途中の市内転居・学期途中の市外転出の場合※管轄教委と要協議（学期末まで元の学校に通い続けたい）		全学年	不 要	学期末まで
最終学年	小6と中3時に住所異動する場合（それぞれ小5、中2修了式翌日から可能）		最終学年	不 要	卒業まで
隣接地区	転居地が現通学校の隣接校区で、転校を望まない場合		全学年	不 要	卒業まで
兄弟姉妹関係	当表に該当するいずれかの理由により、兄弟姉妹が指定外通学をしており、その兄弟姉妹と同じ学校に通学希望の場合		全学年	当該事由による	卒業まで
※教育委員会が適当であると認める時	いじめ	いじめに遭い、他校への転校を希望の場合	全学年	校長意見書	卒業まで
	不登校	欠席及び別室登校が長期に及んでいる場合	全学年	校長意見書	(転校) 卒業まで (転校を望まない) 状況により学年末までとし、更新制とする。
	身体的理由	身体虚弱または通院を要するため通院・通学に便利な学校への通学希望の場合	全学年	医師の意見書	その期間
	特別支援学級	・指定の学校に特別支援学級がない場合【手続き不要】 ・指定の学校に特別支援学級があるが、障害の状況により配慮を要する場合	全学年		
	学校行事	学校行事・大会等参加希望の場合（体育大会・修学旅行・中体験・代表選出の大会・テスト等）	全学年	不 要	約1ヶ月以内
	その他特殊事情	・指定校を変更している児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区から入学できる中学校を希望する場合 ・再三転校してきた経過があった場合 ・家庭の事情、友人関係等やむをえない事情の場合	全学年 指定校変更児童の中学校入学については新中学1年	内容による 指定校変更児童の中学校入学については不要	その期間 指定校変更児童の中学校入学については中学校卒業まで
地方移住他	地方への一時的な移住や二地域に居住する場合		全学年	居住を証明できるもの	その期間

※付記事項

- 留守家庭登録とは、校区内全ての放課後児童クラブ（学童）から空きがない旨証明（待機児童であること）、その他特段の事情により放課後児童クラブ（学童）に通所できない児童について児童センターを下校地として認める登録のこと。
- 部活動に関する申請においては、部員の人数に関わらず、指定校に部が存在する場合は、指定外通学は許可しない。
ただし、男子あるいは女子部しかない場合については、希望する部がないとみなし指定外通学を認める
- また、入学後に申請通りに入部しているか、追跡調査を行い、申請が不履行であった場合は指定校へ転学とする。
- 不履行の場合でも、退部・転部の場合（怪我・病気・都合でやむをえない場合など）は検討する。
- きょうだいが既に指定変更で在学している場合、新1年の弟・妹の指定変更を優先する。（地理的・距離的理由の場合は抽選しない）

〈就学指定校変更基準〉 指定校以外の学校への通学を希望する場合の許可基準一覧

佐世保市教育委員会では、お子さまの住民登録している住所によって通学する小・中学校を指定しています。

指定された学校以外の学校へ通学を希望する場合、就学指定校変更基準に基づき、審議いたしますので、学校教育課へお申し出ください。

ただし、許可された場合、通学路の安全については保護者の責任のもとで確保することが条件となります。遠距離通学費補助金は対象外となります。

また、指定された学校以外の小学校に通学された場合でも、中学校は住所によって指定された学校に通学することになります。中学校でも許可事項に該当する場合は改めて申請が必要です。

許可事項	許可基準	対象学年	期間	添付書類
① 地理的・距離的理由	指定校よりも希望校の方が自宅からの距離が近い場合 <u>(新入学・転居・転入時に限る)</u>	全学年 ※新1年生については入学時に受入可能人数により抽選となる場合があります。	卒業まで	不要
② 留守家庭	保護者の勤務の都合により、祖父母宅などの下校地の校区へ通学を希望する場合 ※下校地が児童センター・学童の場合は校区がない場合	小学校全学年	小学校卒業まで	・勤務証明書 ・承諾書
③ 部活動	希望する部活動が指定校になく、隣接校にある場合 <u>(新入学・転居・転入時に限る)</u>	中学校全学年	卒業まで	誓約書
④ 小中一貫校	小中一貫校を卒業予定の児童で、中学校も継続して通学希望の場合 <u>(新入学時に限る)</u>	中学校1年生	卒業まで	不要
⑤ 転居予定	・住家の新築・改築等での転居予定で、入学又は学期初めから通学希望の場合（新しい学校に前もって通学したい場合） ・住家の増・改築のため、工事期間中、校区外から通学希望の場合（元の学校に通い続けたい場合） <u>(新入学・転居時に限る)</u>	全学年	その期間	・竣工予定証明書 ・入居予定証明書
⑥ 学期途中	学期途中で住所異動する場合 <u>(転居時に限る)</u>	全学年	学期末まで	不要
⑦ 最終学年	小学6年生・中学3年生時に住所異動する場合（それぞれ小5、中2修了式翌日以降） <u>(転居時に限る)</u>	最終学年	卒業まで	不要
⑧ 隣接校区	在学中の学校に隣接する校区に住所異動する場合 <u>(転居時に限る)</u>	全学年	卒業まで	不要
⑨ きょうだい関係	何らかの理由によりきょうだいが、指定外通学しており <u>(在学中であること)</u> 、同じ学校へ通学を希望する場合	全学年	該当事由による	不要
⑩ その他	・指定校を変更している児童が中学校に入学する際、卒業する小学校から入学できる中学校を希望する場合（ただし、卒業する小学校に複数の指定中学校がある場合、自宅からの距離が近い学校とする） ・特別な事情（家庭の事情、身体的理由など）により、教育上の配慮が必要であると教育委員会が認める場合	全学年	事由による	事由による

○佐世保市通学区域規則

昭和28年2月5日教委規則第1号

佐世保市通学区域規則

第1条 佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域（以下通学区域という。）に関する規定は、この規則の定めるところによる。

第2条 通学区域は、別表の佐世保市通学区域による。

2 教育委員会は、前項に定める通学区域を変更することができる。

3 前項の場合において教育委員会が必要と認めるときは、佐世保市通学区域審議会に諮問し、その答申を受けた後において決定するものとする。

第3条 前条の規定によつて保護者が通学させなければならない子女で、心身の発展程度、土地の状況（地形に基く通学距離及び時間等をいう。）、生活環境その他やむを得ない事由のため、**通学区域の変更許可を願い出る保護者は、前条の規定にかかわらず、別に定める様式（第1号様式）に必要な事項を記入し、当該校長を経由し教育委員会の許可を得なければならない。**

2 就学通知を受けた未入学の子女に対しても、また同様とする。

第4条 前条の規定による外、教育委員会は次の事項についても、これを許可することができる。

(1) 法令に違反しない限りにおいて子女の心身に危害を及ぼすおそれがあり、且つ、教育目的に反する事実が確認された場合

(2) 非常災害その他特別の事情により住所を変更した場合

第5条 前条の許可については、第3条の規定を準用する。

第6条 校長は、当該学校に在学する子女が当該学校の通学区域外に住所を変更した場合は、すみやかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

第7条 校長は、毎年3月、7月及び12月に当該学校に在学する子女の住所を調査し、当該学校の通学区域外に住所を有する者の住所並びに氏名を、それぞれその月の10日までに教育委員会に報告しなければならない。但し、第3条又は第4条の規定によつて教育委員会の許可を受けた者については、この限りでない。

第8条 この規定に違反してなされた行為は無効とする。

附 則（令和3年10月20日教委規則第20号）

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

別表

佐世保市通学区域

区分	学校名	通学区域
小学校	宮	南風崎町、城間町、瀬道町、萩坂町、奥山町、宮津町、長畠町
	三川内	桑木場町、新替町、三川内本町、木原町、下の原町、塩浸町、口の尾町、横手町、心野町、三川内町、三川内新町、新行江町、吉福町、江永町
	広田	重尾町、浦川内町、広田町、広田一丁目、広田二丁目、広田三丁目、広田四丁目、中原町、崎岡町、ハウステンボス町の一部
	早岐	平松町、上原町（一部を除く。）、陣の内町、勝海町、若竹台町、田の浦町、早苗町、早岐一丁目、早岐二丁目、早岐三丁目、有福町の一部
	花高	花高一丁目、花高二丁目、花高三丁目、花高四丁目、権常寺町、権常寺一丁目、上原町の一部
	江上	江上町、指方町、ハウステンボス町（一部を除く。）、有福町（一部を除く。）
	針尾	針尾東町、針尾中町、針尾西町、針尾北町
	大塔	大塔町、もみじが丘町、卸本町、大岳台町、日宇町の一部、白岳町の一部、ひうみ町
	黒髪	黒髪町
	日宇	日宇町（一部を除く。）、大和町（一部を除く。）、白岳町（一部を除く。）
	天神	東浜町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目の一部、天神五丁目（一部を除く。）、大黒町（一部を除く。）
	港	十郎新町、天神四丁目（一部を除く。）天神五丁目の一部、天神町、崎辺町
	福石	東山町、大和町の一部、大宮町、前畠町、千尽町（一部を除く。）、大黒町の一部、沖新町
	木風	稻荷町、木風町、藤原町

潮見	福石町、若葉町、潮見町、千尽町の一部	
白南風	山祇町、須田尾町、峰坂町、三浦町（一部を除く。）、白南風町、白木町の一部	
小佐世保	白木町（一部を除く。）、小佐世保町、須佐町、高梨町	
祇園	戸尾町、松川町、京坪町、上京町、下京町、塩浜町、万津町、山県町、平瀬町の一部、祇園町、宮崎町、光月町、島地町、宮地町、勝富町、島瀬町、栄町、松浦町、本島町、高天町、常磐町、湊町、三浦町の一部、新港町	
山手	熊野町、名切町、花園町、山手町、折橋町、松山町、田代町、烏帽子町	
春日	横尾町（一部を除く。）、春日町、桜木町、赤木町、瀬戸越一丁目、瀬戸越二丁目、瀬戸越三丁目、瀬戸越四丁目、瀬戸越町	
清水	八幡町、城山町、宮田町、俵町、梅田町、横尾町の一部、保立町、中通町、石坂町、清水町、福田町、万徳町	
大久保	谷郷町、浜田町、相生町、天満町、高砂町、木場田町、比良町、元町、上町、長尾町、園田町、泉町、西大久保町、東大久保町、小野町の一部	
金比良	神島町、鵜渡越町、今福町、金比良町、御船町、矢岳町、平瀬町（一部を除く。）	
赤崎	小島町、赤崎町、立神町、鹿子前町（一部を除く。）	
船越	船越町、下船越町、庵浦町、野崎町、俵ヶ浦町	
日野	日野町、星和台町、長坂町、椎木町、鹿子前町の一部	
相浦	本校	上相浦町、木宮町、愛宕町、竹辺町、新田町、小野町（一部を除く。）、川下町、母ヶ浦町
	高島	高島町（一部を除く。）
相浦西	本校	光町、棚方町、相浦町、大潟町（一部を除く。）
	大崎	大潟町の一部
中里	中里町、上本山町、下本山町、八の久保町、岳野町、吉岡町（一部を除く。）	

皆瀬	皆瀬町、野中町、十文野町、白仁田町、牧の地町、踊石町、小川内町、菰田町、吉岡町の一部
大野	矢峰町、松原町、原分町、松瀬町、知見寺町、大野町、田原町、楠木町
柚木	柚木元町、筒井町、潜木町、上柚木町、小舟町、高花町、戸ヶ倉町、里美町、川谷町、下宇戸町、柚木町
吉井南	吉井町立石、吉井町大渡、吉井町前岳、吉井町踊瀬、吉井町春明、吉井町橋川内、吉井町橋口、吉井町上吉田、吉井町田原、吉井町吉元、吉井町下原、吉井町乙石尾、吉井町高峰
吉井北	吉井町草ノ尾、吉井町福井、吉井町板樋、吉井町梶木場、吉井町直谷
世知原	世知原町開作、世知原町上野原、世知原町槍巻、世知原町北川内、世知原町赤木場、世知原町中通、世知原町長田代、世知原町太田、世知原町木浦原、世知原町箇瀬、世知原町岩谷口、世知原町栗迎、世知原町矢櫃、世知原町西ノ岳
宇久	宇久町平、宇久町野方、宇久町太田江、宇久町木場、宇久町大久保、宇久町小浜、宇久町神浦、宇久町飯良、宇久町本飯良、宇久町寺島
小佐々	小佐々町黒石、小佐々町小坂、小佐々町臼ノ浦、小佐々町田原、小佐々町平原、小佐々町岳ノ木場、小佐々町西川内、小佐々町葛籠
楠栖	小佐々町楠泊、小佐々町矢岳
江迎	江迎町梶ノ村、江迎町北田、江迎町飯良坂、江迎町根引、江迎町栗越、江迎町簾尾、江迎町中尾、江迎町奥川内（一部を除く。）、江迎町長坂、江迎町上川内、江迎町埋立、江迎町末橋、江迎町三浦、江迎町北平、江迎町乱橋、江迎町小川内、江迎町赤坂
猪調	江迎町志戸氏、江迎町七腕、江迎町猪調、江迎町田ノ元、江迎町奥川内の一部
鹿町	鹿町町深江、鹿町町新深江、鹿町町深江潟、鹿町町土肥ノ浦、鹿町町鹿町、鹿町町口ノ里（一部を除く。）
歌浦	鹿町町中野、鹿町町船ノ村、鹿町町上歌ヶ浦、鹿町町下歌ヶ浦、鹿町町長串、鹿町町九十九島、鹿町町大屋、鹿町町口ノ里の一部

中学校	宮	南風崎町、城間町、瀬道町、萩坂町、奥山町、宮津町、長畠町
	三川内	桑木場町、新替町、三川内本町、木原町、下の原町、塩浸町、口の尾町、三川内町、三川内新町、新行江町、吉福町、江永町、横手町、心野町
	広田	重尾町、浦川内町、広田町、広田一丁目、広田二丁目、広田三丁目、広田四丁目、中原町、崎岡町、ハウステンボス町の一部
	早岐	平松町、有福町の一部、早岐一丁目、早岐二丁目、早岐三丁目、陣の内町、勝海町、若竹台町、田の浦町、早苗町、上原町、花高一丁目、花高二丁目、花高三丁目、花高四丁目、権常寺町、権常寺一丁目
	東明	有福町（一部を除く。）、指方町、江上町、ハウステンボス町（一部を除く。）、針尾東町、針尾中町、針尾西町、針尾北町
	日宇	大塔町、もみじが丘町、日宇町、黒髪町、大和町（一部を除く。）、白岳町、御本町、大岳台町、ひうみ町
	崎辺	天神二丁目の一部、天神三丁目（一部を除く。）、天神四丁目、天神五丁目（一部を除く。）、天神町、大黒町の一部、東浜町、崎辺町、十郎新町
	福石	東山町、大黒町（一部を除く。）、大宮町、天神一丁目、天神二丁目（一部を除く。）、天神三丁目の一部、天神五丁目の一部、大和町の一部、稻荷町の一部、前畠町、千尽町（一部を除く。）、沖新町
	山澄	福石町、若葉町、潮見町、山祇町、須田尾町、峰坂町、三浦町（一部を除く。）、白南風町、木風町、藤原町、稻荷町（一部を除く。）、千尽町の一部、白木町の一部
	祇園	白木町（一部を除く。）、小佐世保町、須佐町、高梨町、戸尾町、松川町、京坪町、上京町、下京町、塩浜町、万津町、山県町、平瀬町の一部、三浦町の一部、新港町、花園町、熊野町、山手町、名切町、折橋町、松山町、田代町、湊町、宮地町、栄町、松浦町、常盤町、祇園町、宮崎町、光月町、島地町、勝富町、島瀬町、本島町、高天町、烏帽子町
	清水	保立町、宮田町、梅田町、清水町、城山町、中通町、石坂町、万徳町、

	八幡町、比良町、東大久保町、西大久保町、泉町、長尾町、園田町、上町、元町、木場田町、福田町、相生町、俵町、天満町、高砂町、浜田町、谷郷町、横尾町、春日町、小野町の一部
光海	神島町、鵜渡越町、今福町、金比良町、御船町、矢岳町、平瀬町（一部を除く。）
愛宕	小島町、赤崎町、立神町、鹿子前町（一部を除く。）、船越町、下船越町、庵浦町、俵ヶ浦町、野崎町
日野	長坂町、大潟町、日野町、星和台町、椎木町、鹿子前町の一部
相浦	上相浦町、木宮町、光町、棚方町、相浦町、愛宕町、竹辺町、新田町、小野町（一部を除く。）、高島町（一部を除く。）、川下町、母ヶ浦町
中里	中里町、上本山町、下本山町、八の久保町、岳野町、吉岡町、小川内町、皆瀬町、野中町、十文野町、白仁田町、牧の地町、踊石町、菰田町
大野	桜木町、赤木町、矢峰町、瀬戸越一丁目、瀬戸越二丁目、瀬戸越三丁目、瀬戸越四丁目、瀬戸越町、松原町、原分町、大野町、田原町、楠木町、松瀬町、知見寺町
柚木	柚木元町、筒井町、潜木町、上柚木町、柚木町、小舟町、高花町、戸ヶ倉町、里美町、川谷町、下宇戸町
吉井	吉井町立石、吉井町大渡、吉井町前岳、吉井町踊瀬、吉井町春明、吉井町橋川内、吉井町橋口、吉井町上吉田、吉井町田原、吉井町吉元、吉井町下原、吉井町乙石尾、吉井町高峰、吉井町草ノ尾、吉井町福井、吉井町板樋、吉井町梶木場、吉井町直谷
世知原	世知原町開作、世知原町上野原、世知原町槍巻、世知原町北川内、世知原町赤木場、世知原町中通、世知原町長田代、世知原町太田、世知原町木浦原、世知原町筍瀬、世知原町岩谷口、世知原町栗迎、世知原町矢櫃、世知原町西ノ岳
宇久	宇久町平、宇久町野方、宇久町太田江、宇久町木場、宇久町大久保、宇久町小浜、宇久町神浦、宇久町飯良、宇久町本飯良、宇久町寺島

	小佐々	小佐々町黒石、小佐々町小坂、小佐々町臼ノ浦、小佐々町田原、小佐々町平原、小佐々町岳ノ木場、小佐々町西川内、小佐々町楠泊、小佐々町矢岳、小佐々町葛籠
	江迎	江迎町梶ノ村、江迎町北田、江迎町飯良坂、江迎町根引、江迎町栗越、江迎町箇尾、江迎町中尾、江迎町奥川内、江迎町長坂、江迎町上川内、江迎町埋立、江迎町末橋、江迎町三浦、江迎町北平、江迎町乱橋、江迎町小川内、江迎町赤坂、江迎町志戸氏、江迎町七腕、江迎町猪調、江迎町田ノ元
	鹿町	鹿町町深江、鹿町町新深江、鹿町町深江潟、鹿町町土肥ノ浦、鹿町町鹿町、鹿町町口ノ里、鹿町町中野、鹿町町船ノ村、鹿町町上歌ヶ浦、鹿町町下歌ヶ浦、鹿町町長串、鹿町町九十九島、鹿町町大屋
義務教	黒島	黒島町
育学校	浅子	浅子町、高島町の一部

通 学 指 定 変 更 許 可 願 書

通学希望校	佐世保市立学校		指定学校	佐世保市立学校		
児童生徒	氏名			性別	男 · 女	
	生年月日	年	月	日	学年	小・中 第 学年
	現住所	佐世保市		町	番	号
				丁目	番地	
	佐世保市		町	番	号	
			丁目	番地		
保護者	氏名	印		続柄	父・母 養父・養母・後見人	
	現住所	佐世保市		町	番	号
	連絡先					
通学変更期間	年 月 日 ~		年 月 日			
願理由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>					
指定学校長意見	<hr/> <hr/>					
年 月 日 佐世保市立		学校 校長		印		

10月定例教育委員会 (報 告)

- ① Sasebo Expo の開催について (社会教育課) . . . P 1～P 2
- ② 今後の「いのちかがやく講演会」の講師選定について (学校教育課) . . . 口頭説明

報告

文化×学び×出会い

SASEBO EXPO 2025



11.8 土

12:30 – 16:20

〒857-0053 佐世保市常盤町6-1

まちなかコミュニティセンター
入場無料

Let's all have fun!



運営：英語で交わるまちSASEBOプロジェクト
「Sasebo Expoチーム」

主催：佐世保市教育委員会 社会教育課

テーマ Sasebo Intercultural EXPO —佐世保異文化EXPO—

Sasebo Expoは、佐世保ならではの異文化交流イベントです！
外国の方々と一緒に文化体験やゲームを楽しみながら、
気軽に英語に触れてみませんか？



BOOTH ACTIVITIES

—ブースアクティビティー

- 📍 コミュニケーションゲーム
- 📍 原始時代とネイティブアメリカンの世界
- 📍 盆まわし
- 📍 民族衣装・着物着付け
- 📍 生花・アレンジ花
- 📍 ロジックゲーム



APPLICATION

—お申込み—



10
/ 31(金)
～申込締切～

全世代
対象

定員
日本人50名
外国人50名
※定員になり次第
受付終了予定



SCHEDULE

—スケジュール—

★ 受付 ★ 12:00~12:30 講堂前

12:30~12:50 オープニングイベント（講堂）

13:00~15:55 ☆ ブースアクティビティ（講座室）

16:05~16:20 エンディングイベント（講堂）

☆ 6つのブースをローテーション形式で体験していただきます！

お問合せ 佐世保市教育委員会 社会教育課

☎ 0956-24-1111 (内線3121)